

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況①

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」①

HACCPの段階的な導入を図る観点から、コーデックスのHACCPガイドラインに基づく基準(HACCP導入型基準)を設定するため、食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が条例で規定する場合の技術的助言として示している管理運営基準のガイドラインを改正し、食品衛生法第50条第2項に基づく従来の基準と選択できることとすべきである。

対応状況①

【前回検討会における報告】

食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置(基準)を条例で定める場合の技術的助言として、厚生労働省が示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を平成26年5月12日に改正し、新たにコーデックス委員会の示しているHACCPの原則に則した基準を設定。食品等事業者は、従来の衛生管理とHACCPによる衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。各自治体に対して、本年3月末までに条例改正を依頼。

【その後の進捗状況】

- ・8月28日: 食品安全行政講習会において、自治体に対して厚生労働省におけるHACCP推進の取組み及び条例改正の必要性を説明
- ・10月9日: 都道府県等に対し、HACCPに関する条例改正の進捗状況について調査を実施
- ・10月30日: HACCPに関する条例改正の進捗状況調査の結果を都道府県等に周知

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況②

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」②

食肉及び食鳥肉の処理段階についても同様に、HACCP導入型基準を設定することについて、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく関係規定の見直しについて、関係者の意見を聴きながら検討すべきである。



対応状況②

【前回検討会における報告】

①と同様にと畜場及び食鳥処理場においても、関係省令を平成26年4月28日に改正し、従来の衛生管理とHACCPによる衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。（平成26年厚生労働省令第59号：平成27年4月1日施行）

【その後の進捗状況】

- ・10月24日：都道府県等のと畜検査員及び食鳥検査員を対象としたHACCPに関する研修会を実施
- ・全国食肉衛生検査所協議会ブロック会議、業界団体主催の会議等でHACCP推進の必要性を説明

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況③

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」③

HACCP導入型基準に基づく衛生管理を行う事業者に対する導入支援として、国において、具体的な例示を作成し、導入を強かに促進すべきである。



対応状況③

【前回検討会における報告】

事業者がHACCPに取り組むための参考となるよう以下を作成

- ・平成25年度：8種類（清涼飲料水、乳・乳製品、食肉製品、水産加工品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、大量調理施設、と畜場・食肉処理、食鳥肉処理）の食品について具体的な例示（手引書）を作成
- ・平成26年度：HACCP導入のための動画を作成（魚肉ねり製品がモデル）
- ・今後も順次手引書を作成予定

【その後の進捗状況】

- ・HACCP導入のための手引書及び動画を厚生労働省ホームページに公表（誰でも閲覧、印刷等可能）
- ・HACCP導入のための動画（DVD）を各自治体（141自治体）、農林水産省等に配布
- ・自治体の食品衛生監視員や事業者に対するHACCPに関する各種研修会等の実施（8月以降20回以上）